平成２２年（フ）第８８７号
兵庫県揖保郡太子町糸井284番地11
債務者　上野まどか
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９１２号
兵庫県姫路市船丘町301番地13　タカラハイツ202号、従前の住所兵庫県姫路市東雲町５丁目６番地３
債務者　油谷　好美
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９１６号
兵庫県加古川市加古川町西河原17番地の１
加古川西団地３―404号
債務者　田中鉄筋こと　田中　茂則
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９１７号
兵庫県加古川市加古川町西河原17番地の１
加古川西団地３―404号
債務者　田中富美子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２１９号
山口県宇部市大字船木1616―５、住民票上の住所山口県宇部市大字船木1997番地１
債務者　川口清太郎
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第２２１号
山口県宇部市大字東岐波3690番地
債務者　水津　智子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第２２３号
山口県宇部市昭和町３丁目14番47号、旧住所山口県宇部市開６丁目23番５―501号
債務者　西園　　瞳
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１３４号
福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧2052番地３、前住所福岡県直方市大字感田2173番地２
債務者　西山　伸二
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第１３５号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山1519番地
債務者　白石　　嘉
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第６５５号
大分市星和台２丁目16番21号
債務者　渡抜　忠幸
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５３８号
沖縄県那覇市古波蔵３丁目３番20―101号
県営美田市街地住宅
債務者　與儀　飛香（旧姓外間）
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１４２号
群馬県桐生市新里町新川3511番地　ひまわり住宅６号
債務者　中島　千絵（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第３０６号
三重県津市河芸町千里ヶ丘53番地９、前住所三重県津市河芸町中別保2393番地２
債務者　中西由香里
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３０７号
三重県津市河芸町千里ヶ丘53番地９、前住所三重県津市河芸町中別保2393番地２
債務者　中西　秀和
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３１２号
三重県松阪市久米町348番地１
債務者　前川よう子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３２７号
三重県津市森町1054番地
債務者　鈴木由香里
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３３２号
三重県津市高野尾町3340番地52
債務者　三宅　佳子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
津地方裁判所破産係